

議員提出第2号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年2月13日

提出者

議会運営委員会委員長 池田 一

(別紙)

議員提出第2号議案

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部
を改正する条例

(島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年島根県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「。以下」を「。第21条において」に改め、同条第10項中「。以下」を「。第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削り、同項の表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「第4章」を「前章」に改める。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 54 条から第 56 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（有期のものに限る。）（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（有期のものに限る。）（以下この項において「禁錮」という。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 2 条第 10 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める部分に限る。） 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条の規定（第 54 条から第 56 条までの改正規定に限る。）及び第 2 条の規定 令和 7 年 6 月 1 日